

青森県報

号外第六十一号

平成二十八年
六月二十二日
(水曜日)

目 次

青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提
供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例……

青森県税条例の一部を改正する条例……………

青森県核燃料物質等取扱条例及び青森県産業廃棄物税条
例の一部を改正する条例……………

青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正す
る条例……………

青森空港条例の一部を改正する条例……………

青森県病院事業条例の一部を改正する条例……………

青森県立学校設置条例の一部を改正する条例……………

青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用
自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

総務学事課
こども課
みらい課
教育庁
学校教育課
教職員課

(税務課)……………四

()……………一〇

()……………二

(農村整備課)……………三

(港湾空港課)……………三

(病院局)……………三

(経営企画室)……………三

(学校教育課)……………一五

(選挙管理委員
会事務局)……………一六

青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十二号

青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成二十三年十二月青森県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（用語）

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第三条第一項第四号を次のように改める。

四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣

内閣府

及び厚生労働大臣が定める施設設備及び運営に関する基準（平成二十六年七月三十一日文科科学省告示第二号。以下「基準告示」という。）

厚生労働省

(基準告示の改正に係る経過措置に関する規定を含む。以下同じ。)に定める基準に適合すること。

第三条第二項第三号を次のように改める。

二 基準告示に定める基準に適合すること。

内閣府

厚生労働省

第四条中「別表第二のとおりとする」を「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成二十六年文部科学省令第一号)(同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定めるところによるものとする」に改める。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(認定こども園の設備及び運営に関する基準に係る法令が改正された場合の措置)

第五条 第三条第一項第四号及び第二項第三号の規定によりその基準に適合することとされる法令(告示を含む。以下同じ。)に定める基準又は前条の規定によりその定めるところによるものとする法令の規定が改正された場合において、当該法令に定める基準又は当該法令の規定の改正に係る経過措置が定められないときにおける第三条第一項第四号及び第二項第三号並びに前条の規定の適用については、知事が定めるところにより、改正前の当該法令に定める基準又は当該法令の規定の例によることができる。

別表第一及び別表第二を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例（平成二十六年十月青森県条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項から第八項までを削り、附則第一項中「以下「改正法」という。」を削り、同項の項番号を削る。

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十三号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

第五十五条中「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

第五十五条の十二中「第七十一条の第十四第五項又は第七十一条の第十五第四項」を「第七十一条の第十四第六項又は第七十一条の第十五第五項」に改める。

第五十五条の二十一中「第七十一条の三十五第六項又は第七十一条の三十六第四項」を「第七十一条の三十五第七項又は第七十一条の三十六第五項」

に改める。

第五十五条の三十中「第七十一条の五十五第六項又は第七十一条の五十六第四項」を「第七十一条の五十五第七項又は第七十一条の五十六第五項」に改める。

第五十六条第一項第二号、第五十八条第二号、第五十九条第二項並びに第六十条第一項及び第二項中「及び保険業」を「保険業及び貿易保険業」に改める。

第六十六条中「法第七十二条の四十一又は法第七十二条の四十一の二」を「第七十二条の四十一第一項から第三項まで又は第七十二条の四十一の二第一項から第三項まで」に改める。

第六十七条第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

第六十八条中「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

第一百一条の三中「第七十四条の二十三第五項又は法第七十四条の二十四第四項」を「第七十四条の二十三第六項又は第七十四条の二十四第五項」に改める。

第一百十二条中「第九十条第五項又は第九十一条第四項」を「第九十条第六項又は第九十一条第五項」に改める。

第一百四十条中「第三百二十二条第五項又は第三百二十三条第四項」を「第三百二十二条第六項又は第三百二十三条第五項」に改める。

第一百四十九条の十三中「第四百四十四条の四十七第五項又は第四百四十四条の四十八第四項」を「第四百四十四条の四十七第六項又は第四百四十四条の四十八第五項」に改める。

附則第四条の二に次の一項を加える。

2 平成三十年度から平成三十四年度までの各年度分の個人の県民税に係る第三十六条の二の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条中「法第三十四条」とあるのは、「法第三十四条並びに法附則第四条の四及び第四十二条」とする。

附則第四条の九中「附則第四条の五第一項」を「附則第四条の六第一項」に改める。

附則第八条の四の三を附則第八条の四の四とし、附則第八条の四の二を附則第八条の四の三とし、附則第八条の四の次に次の一条を加える。

(法人の県民税の特定寄附金税額控除)

第八条の四の二 法人税法第二百一十一条第一項(同法第四百六十六条第一項において準用する場合を含む。)の承認を受けている法人が、平成二十八年四月二十日から平成三十二年三月三十一日までの間に、地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第八条第一項に規定する認定地方公共団体(以下この項及び第三項において「認定地方公共団体」という。)に対して当該認定地方公共団体が行つたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(当該認定地方公共団体の作成した同条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第二号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。)に関連する寄附金(その寄附をした者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下この条において「特定寄附金」という。)を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「寄附金支出事業年度」という。)の法第五十三条第一項(同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。)、第二十二項又は第二十三項の規定により申告納付すべき県民税の法人税割額から、当該寄附金支出事業年度において支出した特定寄附金の額(当該寄附金支出事業年度の法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。)(の合計額(二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第五十七条第一項の規定による都道府県民税の法人税割の課税標準たる法人税額の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額)の百分の五に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を控除する。この場合において、当該法人の寄附金支出事業年度における控除額が、当該法人の当該寄附金支出事業年度のこの項並びに法第五十三条第二十四項、第二十五項及び第二十六項(同条第二十八項(同条第二十九項において準用する場合を含む。))においてみなして適用する場合及び同条第二十九項において準用する場合を含む。)(の規定を適用しないで計算した場合の県民税の法人税割額(当該法人税割額のうち法人税法第八十九条(同法第四百四十五条の五において準用する場合を含む。))の申告書に係る法人税額が含まれていない場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の県民税の法人税割額とする。)(の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除

する金額は、当該百分の二十に相当する金額とする。

2 前項の規定は、第五十一条第一項の規定による申告書、第五十二条第一項若しくは第二項の規定による修正申告書又は法第二十條の九の三第三項の規定による更正請求書に、前項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した法附則第八條の二の二第二項に規定する総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として同項に規定する総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、前項の規定により控除する金額は、第五十一条第一項の規定による申告書（法人税法第七十一条第一項の規定による法人税の申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限り、））、同法第七十四条第一項の規定による法人税の申告書、同法第四百四十四條の三第一項の規定による法人税の申告書（同法第四百四十四條の四第一項各号に掲げる事項を記載したものに限り、）又は同法第四百四十四條の六第一項の規定による法人税の申告書に係る部分に限る。）に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を基礎として計算した金額を限度とする。

3 連結親法人（法第五十三條第二十三項に規定する連結親法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係（同条第四項に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同条第二項に規定する連結子法人をいい、同条第四項に規定する連結申告法人に限る。以下この項及び次項において同じ。）が、平成二十八年四月二十日から平成三十二年三月三十一日までの間に、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む連結事業年度（以下この項において「寄附金支出連結事業年度」という。）の同条第四項、第二十二項又は第二十三項の規定により申告納付すべき県民税の法人税割額から、当該寄附金支出連結事業年度において支出した特定寄附金の額（当該寄附金支出連結事業年度の法人税の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。）の合計額（二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第五十七條第一項の規定による都道府県民税の法人税割の課税標準たる個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額）の百分の五に相当する金額（以下この項において「控除額」とい

う。)を控除する。この場合において、当該連結親法人又は連結子法人の寄附金支出連結事業年度における控除額が、当該連結親法人又は連結子法人の当該寄附金支出連結事業年度のこの項並びに法第五十三条第二十四項、第二十五項及び第二十七項(同条第二十八項(同条第二十九項において準用する場合を含む。))においてみなして適用する場合及び同条第二十九項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないで計算した場合の県民税の法人税割額の百分の二十に相当する額を超えるときは、その控除する金額は、当該百分の二十に相当する金額とする。

4 前項の規定は、次に掲げる連結親法人又は連結子法人については、適用しない。

一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三 清算中の連結子法人

5 第三項の規定は、第五十一条第二項の規定による申告書、第五十二条第一項若しくは第二項の規定による修正申告書又は法第二十条の九の第三項の規定による更正請求書に、第三項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した法附則第八条の二の二第五項に規定する総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として同項に規定する総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第三項の規定により控除する金額は、第五十一条第二項の規定による申告書に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を基礎として計算した金額を限度とする。

附則第八条の五の次に次の一条を加える。

(法人の事業税の特定寄附金税額控除)

第八条の五の二 法人税法第二百一十一条第一項(同法第四百四十六条第一項において準用する場合を含む。))の承認を受けている法人又は同法第二百一

一条第一項の承認を受けていない法人で法第五十三条第四項に規定する連結申告法人に該当するものが、平成二十八年四月二十日から平成三十二年

三月三十一日までの間に、地域再生法第八条第一項に規定する認定地方公共団体（以下この項において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行つたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体が作成した同条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第二号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下この条において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「寄附金支出事業年度」という。）に係る法第七十二条の二十五、第七十二条の二十六第一項ただし書、第七十二条の二十八又は第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定により申告納付すべき事業税額から、当該寄附金支出事業年度において支出した特定寄附金の額（当該寄附金支出事業年度の法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。）の合計額（二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第七十二条の四十八第二項に規定する事業税額の課税標準の分割基準により按分して計算した金額）の百分の十に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の寄附金支出事業年度における控除額が、当該法人の当該寄附金支出事業年度の第六十条の規定により計算した事業税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該百分の二十に相当する金額とする。

2 前項の規定は、法第七十二条の二十五、第七十二条の二十六第一項ただし書若しくは第七十二条の二十八の規定による申告書、第六十三条第一項若しくは第二項の規定による修正申告書又は法第二十條の九の三第三項の規定による更正請求書に、前項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した法附則第九条の二の第二項に規定する総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として同項に規定する総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、前項の規定により控除する金額は、法第七十二条の二十五、第七十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の二十八の規定に

よる申告書に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を基礎として計算した金額を限度とする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、附則第八条の四の三を附則第八条の四の四とし、附則第八条の四の二を附則第八条の四の三とし、附則第八条の四の次に一条を加える改正規定及び附則第八条の五の次に一条を加える改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は公布の日から、第五十六条第一項第二号、第五十八条第二号、第五十九条第二項並びに第六十条第一項及び第二項の改正規定は平成二十九年四月一日から、附則第四条の二に一項を加える改正規定及び附則第四条の九の改正規定並びに次項の規定は平成三十年一月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県税条例附則第四条の二第二項の規定は、平成三十年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。
- 3 改正後の青森県税条例附則第八条の四の二の規定は、平成二十八年四月二十日以後に終了する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の県民税について適用する。
- 4 改正後の青森県税条例附則第八条の五の二の規定は、平成二十八年四月二十日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

青森県核燃料物質等取扱税条例及び青森県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十四号

青森県核燃料物質等取扱税条例及び青森県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

(青森県核燃料物質等取扱税条例の一部改正)

第一条 青森県核燃料物質等取扱税条例（平成二十五年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第二百七十八条第五項又は法第二百七十九条第四項」を「第二百七十八条第六項又は第二百七十九条第五項」に改める。

（青森県産業廃棄物税条例の一部改正）

第二条 青森県産業廃棄物税条例（平成十四年十二月青森県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「第七百三十三条の十八第六項又は法第七百三十三条の十九第四項」を「第七百三十三条の十八第七項又は第七百三十三条の十九第五項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十五号

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県県税の特別措置に関する条例（平成十一年七月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改める。

第二十一条第一項中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改め、同条第二項第一号中「同条第四項第四号」を「同条第四項第五号」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十六号

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十六年三月青森県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「年五パーセントと」を「土地改良法施行令（以下「政令」という。）第五十三条第二項の規定により農林水産大臣の定める率と」に改める。

第五条第一項中「土地改良法施行令（以下「政令」という。）」を「政令」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例第四条第一項の規定は、同条例第二条の規定により徴収する負担金又はこれに相当する額の金銭でその支払期間の始期が平成二十八年度以後であるものについて適用し、当該負担金又はこれに相当する額の金銭でその支払期間の始期が平成二

十七年度以前であるものについては、なお従前の例による。

青森空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十七号

青森空港条例の一部を改正する条例

青森空港条例（昭和三十九年九月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十条中「の各号」を削り、「行なつて」を「行つて」に改め、同条第四号中「起す」を「起こす」に改め、同条第五号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十八号

青森県病院事業条例の一部を改正する条例

青森県病院事業条例（昭和三十九年四月青森県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表非紹介患者初診料の項中

<p>青森県立中央病院における初診のうち、他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合以外の場合において行われる初診</p>	<p>一回につき （助産に係る資産の譲渡等に係るものにあつては、二千円）</p> <p style="text-align: right;">二千百六十円</p>
--	---

を

<p>青森県立中央病院における初診のうち、他の病院又は診療所からの文書による紹介がない場合において行われる初診</p>	
<p>医師による 場合</p>	<p>一回につき （助産に係る資産の譲渡等に係るものにあつては、五千円）</p> <p style="text-align: right;">五千四百円</p>
<p>歯科医師による 場合</p>	<p>一回につき （助産に係る資産の譲渡等に係るものにあつては、三千円）</p> <p style="text-align: right;">三千二百四十円</p>

に改め、同項の次に次のよう

に加える。

<p>特定患者再診料</p>	<p>青森県立中央病院における再診のうち、他の病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第五号に規定する一般病床の数が二百未満のものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出が行われた場合において行われる再診</p>	
<p>医師による 場合</p>	<p>歯科医師による 場合</p>	<p>一回につき （助産に係る資産の譲渡等に係るものにあつては、二千五百円）</p> <p style="text-align: right;">二千七百元</p>
<p>一回につき （助産に係る資産の譲渡等に係るものにあつては、千五百円）</p> <p style="text-align: right;">千六百二十円</p>		

別表の備考1中「とき」の下に「又は非紹介患者初診料を徴収しないことについて正当な理由があると認められるとき」を加え、同備考中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 特定患者再診料は、この表に掲げる再診が行われた場合に、診療料に加算して徴収する。ただし、当該再診が行われたことについて緊急その他やむを得ない事情があると認められるとき又は特定患者再診料を徴収しないことについて正当な理由があると認められるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、平成二十八年十月一日から施行する。

青森県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十九号

青森県立学校設置条例の一部を改正する条例

青森県立学校設置条例（昭和三十九年四月青森県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

表第二号中

青森県立八戸第二養護学校	八戸市
--------------	-----

を

青森県立八戸第二養護学校	八戸市
青森県立八戸高等支援学校	八戸市

に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十号

青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成五年七月青森県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「一万五千三百円」を「一万五千八百円」に改め、同号ロ中「七千三百五十円」を「七千五百六十円」に改める。

第六条第一号中「五百十円四十八銭」を「五百二十五円六銭」に、「三十万千八百七十五円」を「三十一万五百円」に改め、同条第二号中「二百六円七十三銭」を「二十七円五十銭」に、「五十五万七千百十五円」を「五十七万三千三十円」に改める。

第九条第一号中「七円三十銭」を「七円五十一銭」に改め、同条第二号中「四円八十八銭」を「五円二銭」に、「三十六万五千円」を「三十七万五千五百円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施

行日」という。(以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日まではその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭